日　工　同　窓　会　会　則

第１章　総　則

（名称および所在地）

第１条　本会は、「日工同窓会」と称し、本部を茨城県日立市城南町5丁目14番13号に所在する、日工同窓会館内の「日工同窓会事務局」（以下、事務局という）に置く。

（目　的）

第２条　本会は、会員相互の親睦を図り、技術の練磨、体位の向上、品性の陶冶に努め、後進を指導、教育し、職業人、社会人として社会の発展に寄与することを目的とする。

（活　動）

第３条　本会は、第２条の目的を達成するため次の活動を行う。

１．会員相互の連絡並びに共助に関する事項
２．教養並びに技術の向上に関する事項
３．体位向上に関する事項
４．母校との連絡並びに後進の指導に関する事項
５．日工同窓会館の運営に関する事項
６．その他必要な事項

第２章　会　員

（範　囲）

第４条　本会は、次の会員を以て組織する。

１．正会員、本部会員：日立工業専修学校及び同校前身の高等課程、専門課程卒業生で次の条件を満たすもの。
　①正 会 員　　株式会社日立製作所、日立グループ会社並びに各々の関連会社、異動により日立グループ以外の会社に勤務するもの。
　②本部会員　　正会員以外のもので入会を希望するもの。
２．準 会 員　　日立工業専修学校高等課程、専門課程在学中の生徒。

第３章　役　員

（役　員）

第５条　本部に、次の役員を置く。

１．会　　長　　１名
２．会長代理　　若干名
３．副 会 長　　若干名
４．常務理事　　30名　　ただし、副会長が必要と認めた場合これを増減することができる。
５．本部理事　　各支部１名　　ただし、会員数の多い支部は若干名とし、遠隔支部は除くものとする。
６．会計監査　　３名

（選　出）

第６条　役員の選出は、次による。

１．会長は、日立工業専修学校校長を推挙する。
２．会長代理は、日立工業専修学校教頭を推挙する。
３．副会長は、正会員および本部会員から役員会で選出し会長が委嘱する。
４．常務理事は、正会員および本部会員から副会長が選出して、会長が委嘱する。
５．本部理事は、各支部の正会員から各支部ごとに支部長が選出する。
６．会計監査は、正会員および本部会員から役員会で選出し、会長が委嘱する。

（任　務）

第７条　役員の任務は、次のとおりとする。

１．会長は、同窓会の象徴として会を代表する。
２．会長代理は、会長を補佐し、会長に事故ある場合にはこれを代理する。
３．副会長は、会長を補佐し、本会運営の実務を統轄する。
　なお、副会長が複数存在する場合は、代表副会長を設けることができる。
４．代表副会長は各委員会の運営を統括し、必要に応じ副会長・主査会を招集することができる。
５．常務理事および本部理事は、「細則」に定める委員会のいずれかに属し、役員会に提出する議案および役員会の委任事項について、企画・審議・処理する。
６．会計監査は、本会の会計を監査するとともに役員会に報告する。

（任　期）

第８条　役員の任期は、原則として４月１日から翌々年の３月３１日までの２年間とする。ただし、任期の重任を妨げない。

（欠員補充）

第９条　任期中の役員に欠員が生じたときは、これを補充することができる。欠員補充による役員の任期は、前任者の残任期間とする。

（役員報酬）

第10条　役員は、無報酬とする。

第４章　機　関

（機　関）

第11条　本会に、次の機関を置く。

１．総　　会

２．支部長会
３．役 員 会
４．副会長・主査会
５．委 員 会
６．本部会員運営委員会

（総　会）

第12条　総会は、毎年１回副会長が招集し、次のことを行う。

１．会の経過報告並びに次年度運営方針報告
２．表　彰
３．その他必要な事項

（支部長会）

第13条　支部長会は、支部長、会長、副会長および各委員会主査で組織し、副会長が必要に応じて招集する。

（役員会）

第14条　役員会は、次により行う。

１．役員会は、会長、会長代理、副会長、常務理事および本部理事で組織し、副会長がこれを招集する。
２．役員会は、本会の運営に関する議案の審議、議決を行う。ただし、大規模な自然災害やパンデミック等により役員会の運営が困難になった場合は、会長及び代表副会長が本会の活動継続計画について協議し運営する。
３．副会長は、必要に応じて役員会に会計監査の出席を要請することができる。
４．役員会には、本部会員運営委員会から担当副会長（主査）および副主査が出席する。

（副会長・主査会）

第15条　副会長・主査会は、次により行う。

１．副会長・主査会は、副会長、委員会および本部会員運営委員会の主査、副主査で組織する。
２．副会長・主査会は、「細則」に定める会務を運営する。

（委員会）

第16条　委員会は、次により行う。

１．委員会は、常務理事および本部理事で組織する。ただし、会計委員会は全副会長で組織する。
２．委員会は、「細則」に定める会務を運営する。

（本部会員運営委員会）

第17条　運営委員会は、「細則」に定める会務を運営する。

（事務局）

第18条　事務局は、担当副会長、主査および事務局員（若干名）で組織し、「細則」に定める業務を運営する。

第５章　会費および会計

（納　入）

第19条　会員は、「細則」に定める会費を納入する。

（経　費）

第20条　本部の経費は、会費、その他でこれに充てる。

（同窓会基金）

第21条　本会の基礎を確立するために、基金・積立金制度を設け経常費と別個に運営する。基金・積立金は、会費、その他でこれに充てる。

（会計年度）

第22条　本会の会計年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。

（予算外支出）

第23条　予算外の支出は、役員会の議決を得てこれを支出する。

（会計報告）

第24条　年度末の収支決算は、会計監査を行い、これを役員会で議決する。

第６章　慶弔金の贈与

（慶弔金）

第25条　本会は、「細則」に定める慶弔金の贈与を行う。

第７章　褒　賞

（褒　賞）

第26条　本会は、「細則」に定める会員の褒賞を行う。

第８章　支　部

（設置区分）

第27条　本会は、支部を設けて支部の運営にあたる。支部の設置区分は、原則として１事業所１支部として、役員会でこれを定める。

（支部役員）

第28条　支部に、次の役員を置く。

１．支 部 長　　１名
２．支部理事　　若干名
３．本部理事　　１名（ただし、会員数の多い支部は若干名とし、遠隔支部は除くものとする）
４．支部幹事　　若干名

（支部長）

第29条　支部長は、支部会員中から選出し、支部を統轄する。その任期は、１年間とし重任を妨げない。
（支部理事）
第30条　支部理事は、支部会員中から支部長が選出する。その任期は原則として１年間とし、重任を妨げない。
（本部理事）
第31条　本部理事は、支部会員中から支部長が選出する。その任期は原則として２年間とし、重任を妨げない。
（支部幹事）
第32条　支部幹事は、支部会員中から支部長が選出する。その任期は原則として１年間とし、重任を妨げない。
（機　関）
第33条　支部に、次の機関を置く。
　１．支部総会
　２．支部役員会
　３．その他必要な機関
（支部総会）
第34条　支部総会は、年１回支部長が招集する。

（支部役員会）
第35条　支部の役員会は、支部長、支部理事、本部理事および支部幹事で構成し、支部の会務を運営する。
　　支部役員会の議長は、支部長がこれにあたる。
（活動報告）
第36条　１．各支部は、年度初めに支部の「活動計画書」を作成して、事務局に報告する。
　　２．各支部は、毎月「月間報告書」で支部の活動状況、会員の消息等を、事務局に報告する。
（経　費）
第37条　支部経費は、支部会費を以ってこれに充てる。

以　上

付　則

（運営細則）
第38条　本会の運営に関する細目については、細則を定めて役員会の議決を得て運営する。
第39条　会則の改正履歴
　１．本会則は、同窓会設立に伴い、大正9年4月1日から制定・実施する。
　２．本会則は、昭和23年５月30日から一部改正実施する。
　３．本会則は、昭和25年３月23日から一部改正実施する。
　４．本会則は、昭和26年３月21日から一部改正実施する。
　５．本会則は、昭和32年３月21日から一部改正実施する。
　６．本会則は、昭和37年５月30日から一部改正実施する。
　７．本会則は、昭和38年９月15日から一部改正実施する。
　８．本会則は、昭和41年３月27日から一部改正実施する。
　９．本会則は、昭和43年４月１日から一部改正実施する。
　10．本会則は、昭和50年４月１日から一部改正実施する。
　11．本会則は、昭和55年４月１日から一部改正実施する。
　12．本会則は、平成８年４月１日から一部改正実施する。
　　（会費の値上げ実施）
　13．本会則は、平成10年４月１日から、主に下記を含めて改正の上実施する。
　① 会則第１章　総則：事務局の新設（第１条）、表現方法の平易（第２条）
　② 会則第２章　会員：本部会員の新設および会員区分の統合（第４条）
　③ 会則第３章　役員：会長代理新設、本部理事選出例外事項、会計監査人員、副会長任務、名誉顧問
　　・幹事選出および選出方法の表現の平易と統合（第５条、６条、７条）
　④ 会則第４章　機関：本部会員運営委員会の新設（第11条、16条）
　⑤ 会則第８章　支部：本部理事人員の例外処理（第26条）および事業報告の明確化（第34条）
　⑥ 会則改正による細目の見直し
　　第１章　総　会
　　第２章　役員会
　　第３章　委員会
　　第４章　事務局
　　第５章　会費および会計
　　第６章　慶弔費
　　第９章　支部構成基準
　　第10章　日工同窓会館運営規定
　14．本会則は、平成14年４月１日から、主に下記を含めて改正の上実施する。
　①会長の職責を軽減させて、「象徴的な存在」とする。（会則第5条、6条、7条、12条、13条、14条）
　②時代の趨勢と本部会員運営委員会の充実度から、組織の直裁化と簡素化のため、名誉顧問および顧問制度を廃止する。（会則第5条、6条、7条）
　③会の実務の統括者として、代表副会長制度を明文化する。（会則第7条）
　④有名無実化している名誉会員制度を廃止する。（会則第4条）
　⑤役員会における本部会員運営委員会の位置付けを明文化する。（会則第14条）

⑥有名無実化している賛助会員（学校職員）を廃止する。（会則第4条）
⑦有名無実化している幹事制度を廃止する。（会則第5条、6条、7条、14条、15条）
⑧支部のない事業所の「正会員有資格者」の取り扱いを明文化する。（細則第4章、5章11条）
⑨本部会員運営委員会の組織を明文化し、会費納入期限を改正する。（細則第3章9条、第5章11条）
15．本会則は、平成15年４月１日から、下記を改正の上実施する。
①80歳に到達した会員の会費免除特典を、27回卒から廃止する。（細則第5章11条）
16．本会則は、平成16年４月１日から、下記を改正の上実施する。
①支部に所属しない正会員の会費を遠隔支部と同額(年額3,600円)とする。(細則第5章11条、12条)
17．本会則は、平成17年４月１日から、下記を改正の上実施する。
①会員の範囲（専門課程創設、日立グループ以外への異動対応）を改正の上実施する。（第2章第4条）
18.本会則は、平成18年4月1日から下記を改正の上実施する。
①支部構成基準(支部解散に関する条項を追加)を改正の上実施する。(細則第9章20条)
19.本会則は、平成20年4月1日から下記を改正の上実施する。
①事務局の所在地を追加した。(第1章第1条)
②同窓会基本課題検討結果に基づき本部会員運営委員会担当副会長が新設されたので、副会長選出基準の「正会員から」を「正会員および本部会員から」に変更した。（第3章第6条3項）
これに伴い、本部会員運営委員会の主査が担当副会長を兼ねる旨を追加した。（細則第3章第9条4項）
③同窓会基本課題検討結果に基づいた委員会の改編に伴い、機関に「地区同窓会連絡協議会」を追加した。(第4章第11条6項)
④役員会に本部会員運営委員会の意見が反映できるよう、代表が出席「できる」を「する」とし、議決権「なし」を「あり」とした。(第4章第14条4項)
⑤会計委員会の組織構成を明確化した。(第4章第15条1項)
⑥事務局の位置付け、組織構成、任務を明確化した。(第4章第17条)
⑦新設の地区同窓会連絡協議会の組織構成、任務を追加した。
第17条以降の条番号を順次繰り下げた。(第4章第18条)
⑧改正履歴の第1項に制定日（設立総会は同年5月15日）を追加し、以下の項目番号を繰り下げた。(付則第39条1項)
⑨勝田地区運営委員会は地区同窓会連絡協議会の発足に伴い編入されたので廃止する。(細則第3章第7条)
⑩会館運営委員会は事務局に編入統合されたので廃止する。(細則第3章第7条)
⑪同窓会基本課題検討結果に基づいた委員会の改編に伴う役割分担に従い会務の内容を見直した。
(細則第3章第7条)
⑫会館運営委員会の廃止に伴い、事務局に会館に関する業務を追加した。(細則第4章第10条)
⑬地区同窓会連絡協議会の発足に伴い会務の内容を追加した。以降の章番号、条番号を繰り下げた。
(細則第5章第11条)
⑭支部の廃止に伴い、遠隔支部のうち、マクセル、呉を削除した。(細則第6章第12条3項)
⑮遠隔支部代表が本部行事に出席する場合の旅費を実費支給から「内規」で定める旅費に改めた。
(細則第6章第12条4項)
⑯準会員の入会金は卒業時に納入しているので実態に合わせて改めた。(細則第6章第12条6項)
⑰本部会員で在会30年の表彰対象者が存在することから、実態に合わせて改めた。(細則第8章第17条9項)
⑱会館運営委員会の廃止に伴い、細則旧第10章日工同窓会館運営規定の全項目を廃止した。
20.本会則は、平成23年4月1日から下記を改正の上実施する。
①支部発足に伴い、細則第6章第12条3項　遠隔支部にマクセル、厚木を追加した。
21.本会則は、平成25年4月1日から下記を改正の上実施する。
①業務統合、社名変更に伴い、第2章第4条1項① 条文から日立電線(株)、日立化成工業(株)の社名を除き日立ｸﾞﾙｰﾌﾟ会社とした。
②第3章第5条4項　常務理事　20名を事業拡大と活動の活性化を図るため、陣容を強化し30名に改訂した。
22.本会則は、平成26年4月1日から下記を改正の上実施する。
①第7条4項に代表副会長の任務について追記した。4項以降の項番を順次繰り下げた。
②地区同窓会連絡協議会の委員会化に伴い、第11条6項及び第18条を削除した。(細則第4章第8条4項)(細則第5章全文削除)
③実態に合わせ第11条項に副会長・主査会の機関を追記した。4項以降の項番を順次繰り下げた。
(細則第3章第7条、第4章、第7条以降順次繰り下げた)
④第15条（副会長・主査会）について追加改訂した。第15条以降の条番を順次繰り下げた。
⑤細則第1章第1条3項の記念総会の開催時期5年または10年ごとを実態に合わせ5年ごとに改定した。
⑥細則第6章第12条3項の遠隔支部の茂原支部を解散に伴い削除。支部発足に伴い群馬支部を追加。土浦電線の支部名をSHカッパー支部に変更した。
23.本会則は、平成27年4月1日から下記を改正の上実施する。
①細則第4章第10条5項の小委員会中、住域組織化小委員会の名称を地区活動小委員会に変更した。
②細則第6章（会費および会計）第12条6項の準会員が正会員になるときの会費1,000円徴収について、日専校生徒への奨学金給付が無くなったことを配慮し、廃止した。
③上記②に伴い会則第5章（会費及び会計）の第20条、第21条の入会金を削除した。
24.本会則は、平成28年4月1日から下記を改正の上実施する。
①細則第6章第12条3項の遠隔支部のマクセル支部休止に伴い削除。支部発足に伴い建機支部を追加した。
25.本会則は、平成30年4月1日から下記を改正の上実施する。
①会則第3章第5条2項の会長代理を1名から若干名に変更した。
②会則第3章第6条4項の常務理事について、正会員から副会長が選出であったが、実態に合わせ本部会員を追加して、

正会員および本部会員から副会長が選出に変更した。
③内規･一般007 2項(1)会員活動支援予算額の地区同窓会化･活動活性化支援項目で、2008年度より正会員一人当たり700円/年を基準に支援してきたが、地区同窓会化活動が定着したことにより500円/年に変更した。
（今後、地区に属さない単独支部、支部の無い事業所に配属された会員への支援に重点をおく。）
④内規･広報001 日工同窓会ホームページ運用基準を改訂した。ホームページ担当者は事務局員が兼務とした。
⑤内規･本部002 本部会員の手続きについて、下記を訂正した。
・従来の「本部会員入会届」(加入する・しない)を廃止した。
・定年退職を60歳とした。
・退職(定年・自己都合など全ての退職)後も、同窓会に所属し本部会員として自動継続に変更した。
退職時は「日工同窓会本部会員情報届」をハガキで事務局へ提出する。
・退職年度は会費は無料。翌年度より5月に配布する振込用紙で年会費2,000円を振込む。
2年間会費未納で退会扱いとなる。
⑥細則第6章12条3項の遠隔支部の五所宮・下館支部合併に伴い五所宮支部を削除。

26.本会則は、平成31年4月1日から下記を改正の上実施する。 （平成31年5月1日より令和元年）
①会則第4章第21条の積立金制度を 現状に合致した基金・積立金制度に訂正した。
②細則第6章第12条3項の遠隔支部の結城支部解散に伴い削除した。
③細則第6章第12条3項のSHカッパー支部の支部名を日立金属土浦支部に変更した。
④細則第10章第21条に支部名の名称（推奨）について追記した。
⑤内規一般007 高崎地区会員退会に伴い③項の準支部(高崎地区等) を削除した。

27.本会則は、令和2年4月1日から下記を改正の上実施する。
①会則第4章第14条の2項に大規模な自然災害やパンデミック等により役員会の運営が困難な場合の措置を追記。
②細則第4章第8条5項の会計委員会に各金融機関の代表名義人を校長(会長)から役員に変更するにあたり、会計委員会の長を金融機関の名義人とした。
③細則第4章第10条⑤の文面より運営を削除した。
④細則第8章第17条3項の「社外団体から」を「県知事以上より」の文言を訂正。
⑤内規.一般001の褒章規定内規の全国大会以上の各種競技会のNo5,6の全社技能競技大会を分社化増により削除。
⑥同上でNo4項のものづくりマイスターの文言を削除（本件、県知事認定であり表彰ではない）
また、多能技能士は5職種取得の把握が困難であり削除、日本機械学会優秀賞を削除した。
⑦同上でNo9項の国家的、社会的に顕著な功績の中のNo5～8までの日本電気学会、日本機械学会、VEC研究論文最優秀賞等の文言を削除した。
⑧同上でNo11項のその他で国際障害者年 優良身体障害者の文言を削除し、県知事表彰以上とし副会長主査会議にて審議とした。
⑨内規005に個人情報保護規則を見直し運用規則も含めて再制定した。
⑩内規.本部会員運営の運用内規本部003-2に於いて、総務小委員会に「同期会活動の管轄」を追加した。
⑪本部004-2の地区活動運用規則の中の地区活動支援を公平性より地区当り10,000円支給から参加者1人あたり600円に変更した。
⑫同上の5項の役員が招待された場合の祝金を廃止した。
⑬本部006に同期会補助の基準、金額、申請書等の同期会補助運用規則を新設した。

細　則

第１章　総　会

第１条　本会則第12条による総会は、次により行う。
１．全員総会　　全会員を招集して、開催する。
２．通常総会　　代議員を召集して、年１回開催する。ただし、全員総会の年を除くものとする。
３．記念総会　　５年ごとに、通常総会に代わり開催する。
４．臨時総会　　緊急審議等の必要が生じた場合に開催する。
第２条　総会招集の通知は、開催日の1か月前迄に全会員に通知する。

第２章　役員会

第３条　本会則第14条による役員会を開催する場合には、開催日の３週間前迄に開催の目的、議題等を通知する。
第４条　役員会は、役員の過半数が出席して成立する。ただし、所定の委任状を提出した場合は出席者とみなす。
なお、本部理事欠席の場合には「代理人」を出席させることができる。
この場合「代理人」に決議権を与える。
第５条　役員会の議決は、出席者の過半数によって成立する。
第６条　役員会の議長は、役員の互選による。

第３章　副会長・主査会

第７条　本会則第15条による副会長・主査会の会務は次のとおりとする。
１．役員会、総会に先立ち、委員会および本部会員運営委員会提出議案の審議
２．委員会及び本部会員運営委員会の活動方針、年間行事などの審議
３．同窓会全体事業についての審議
４．日工同窓会会則、細則関連の審議。内規については審議・決定し役員会で報告
５．副会長、主査、副主査、常務理事に関する人事

第４章　委員会

第８条　本会則第16条による委員会の会務は次のとおりとする。

１．総務委員会
① 総会、支部長会、役員会の運営
② 日専校、会社、科技高との連絡、調整取りまとめ
③ 会則の運営
④ 事務局の支援
⑤ 他の委員会に属さない業務の運営

２．企画委員会
① 研修会（本部･支部役員、正会員）の企画と運営
② 地区同窓会化支援、地区行事支援、
正会員支援（支部の無い事業所に在籍する会員、日立グループ以外の在籍会員）
③ 各種の調査活動
④ 社会貢献活動

３．広報委員会
① 会報の運営
② ホームページの運営の統括

４．地区活動委員会
① 協議会開催による本部と地区間の連携
② 地区同窓会の活性化・定着化支援

５．会計委員会
① 予算、決算等の会計に関する運営の統括
② 各金融機関の代表口座名義は、当委員会の長とする

第９条　委員会には、主査、副主査をおき、役員会で選出する。

第10条　本部会員運営委員会
① 本部会員の活動と運営統括を行う。
② 委員会には、卒回代表者（正、副　各１名）を置く。
③ 委員会には、主査、副主査を置き、本部会員から選出する。
④ 主査は本委員会の担当副会長を兼ねる。
⑤ 委員会には、総務、企画、編集、地区活動の小委員会を置く。
⑥ 卒回毎に組織できない本部会員は、事務局で管轄する。

第５章　事務局

第11条　本会則第18条による事務局の業務は次のとおりとする。
① 本会の窓口に関する業務
② 支部、会員および役員への連絡に関する業務
③ 各委員会に関する支援業務
④ 予算、決算等会計に関する業務
⑤ 会員名簿に関する業務
⑥ 支部に所属しない正会員の管轄
⑦ 卒回毎に組織できない本部会員の管轄
⑧ 日工同窓会館の管理、保全に関する業務
⑨ ホームページの管理・運用

第６章　会費および会計

第12条　本会則第19条による会費は、次のとおりとする。

１．正 会 員　月額５００円とする。ただし、遠隔支部及び支部に所属しない正会員は月額３００円とする。
なお、欠勤１か月以上にわたるものについては、その期間の会費を免除する。

２．本部会員　年額２，０００円とする。 ただし、退職した年度は無料とし、次年度から納入する。

３．遠隔支部　中条、旭、小田原、京浜、神奈川、五井、土浦、日立金属土浦、栃木、下館、
厚木、群馬、建機とする。

４．本部行事のため、遠隔支部から代表者が出席する場合は、「内規」で定める旅費を本部から支給する。

５．役員は、機関の出席に応じ「内規」で定める交通費の補助を受ける。

第13条　会費の納入方法は、次のとおりとする。

１．正会員の会費は、支部が一括して原則として毎月事務局に納入する。
ただし、支部に所属しない正会員の会費は、原則として本人が毎年６月末日までに年額を事務局に前納する。

２．本部会員は、毎年６月末日までに事務局に前納する。

第14条　会費の保管並びに利殖の方法は、役員会の議決による。

第15条　総会、会報発行、本部会議、慶弔、事務諸経費、その他本会の運営に関する一切の費用は本部の
負担とし、その取扱いについては、「内規」による。

第７章　慶弔金

第16条　本会則第25条による慶弔金は次のとおりとする。

１．正会員が結婚した場合　５，０００円
２．正会員が死亡した場合　１０，０００円
３．正会員が退職した場合　５，０００円
（ただし、在会２０年以上）
４．その他必要と認めたときは、役員会で議決する。
５．訃報の連絡および弔意の対応は、「内規」による。

第８章　褒　賞

第17条　本会則第26条による褒賞は、次の各号のいずれかに該当するものを対象とする。

（技能向上）　１．全国大会以上の各種技能競技会に入賞したもの

２．全国発明協会賞およびこれに相当するものを受賞したもの
３．その他、知事賞以上より表彰され、会員として声価を高揚したと認められるもの
（体位向上）　４．国体以上に入賞したもの
（教　　養）　５．知事賞以上に入賞したもの
６．著名な団体等から表彰され、特に会員として声価を高揚したと認められるもの
（功　　績）　７．本会の発展のため、顕著な功績のあったもの
８．国家的、社会的に顕著な功績があり、会員として声価を高揚したと認められるもの
（永年在会）　９．正会員で在会１５年および３０年に達したもの、
ならびに本部会員で正会員時を含む通算在会が３０年に達したもの
（そ の 他）　10.その他、特に必要と認められる場合は、前項にかかわらず特別に褒賞する

第18条　褒賞は、次の方法により行う。
１．賞状、記念品等を授与する。
２．年１回、総会の席上において表彰する。

第19条　褒賞に関する審査は、役員会でこれを行う。

第９章　再入会

第20条　会員の再入会は、次による。
１．一度退会したものでも再入会を希望する場合は、入会できる。
２．在会年数は、当初の入会時から通算するものとする。

第10章　支部構成基準

第21条　会則第27条による支部構成は、概ね次の基準による。
１．支部は、原則として事業所別に設置する。
２．支部は、原則として正会員で構成し、且つ正会員数が１０名以上の場合に設置する。
３．正会員数が１０名未満の事業所の場合は、最寄の支部に加わる。
４．近接する２以上の事業所の正会員数の合計が１０名以上の場合は、併合して支部構成ができる。
５．支部が構成要件を満たさなくなった場合は、本部に「支部解散願い」を提出し、役員会議の承認を得て支部を解散することができる。

以　　上